

久留米広域市町村圏事務組合告示第7号

令和4年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会において、下記の予算及び決算が議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第219条第2項及び同法第233条第6項の規定により、当該予算及び決算の要領を公表する。

令和4年8月25日

久留米広域市町村圏事務組合長 原 口 新 五

記

1 予算

令和4年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計補正予算（第2号）

2 決算

- (1) 令和3年度久留米広域市町村圏事務組合
一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度久留米広域市町村圏事務組合
小児救急医療支援事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度久留米広域市町村圏事務組合
広域消防特別会計歳入歳出決算

3 議決年月日

令和4年8月22日（月）

令和３年度久留米広域市町村圏事務組合 各会計決算の要領

1 一般会計

当会計は、組合議会及び総務事務にかかる会計である。

(1) 歳入

歳入決算額は、26,371 千円であり、予算現額に対する収入率は 100.3%となっている。

歳入の主なものは、構成市町負担金及び前年度繰越金である。

款	項	金 額 (円)
1 分担金及び負担金		21,600,000
	1 負担金	21,600,000
2 使用料及び手数料		0
	1 手数料	0
3 繰越金		4,770,449
	1 繰越金	4,770,449
4 諸収入		393
	1 組合預金利子	0
	2 雑入	393
歳 入 合 計		26,370,842

(2) 歳出

歳出決算額は、23,526 千円であり、予算現額に対する執行率は 89.4%となっている。

歳出の主なものは、議員報酬、役員給料、議案書等の印刷製本費、附属機関の委員報酬及び事務局派遣職員に係る人件費負担金などの経常的経費である。

款	項	金 額 (円)
1 議会費		1,826,027
	1 議会費	1,826,027
2 総務費		21,700,117
	1 総務管理費	21,526,117
	2 文書広報費	44,000
	3 公平委員会費	0
	4 監査委員費	130,000
3 予備費		0
	1 予備費	0
歳 出 合 計		23,526,144

(3) 翌年度繰越金

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた剰余額 2,844 千円は翌年度に繰り越すこととしている。

区 分	金 額 (円)
歳入決算額	26,370,842
歳出決算額	23,526,144
歳入歳出差引額	2,844,698
翌年度へ繰り越すべき財源	0
実質収支額	2,844,698

2 小児救急医療支援事業特別会計

当会計は、次代を担う子ども達を、当圏域で安心して生み育てることができる環境づくりの一環として、聖マリア病院内に設置している「久留米広域小児救急センター」を運営するための会計である。

(1) 歳入

歳入決算額は、35,240 千円であり、予算現額に対する収入率は 100.1%となっている。
歳入の内訳は、構成市町負担金、近隣市町協力金、県補助金及び前年度繰越金である。

款	項	金 額 (円)
1 分担金及び負担金		27,205,000
	1 負担金	27,205,000
2 県支出金		6,402,000
	1 県補助金	6,402,000
3 繰越金		1,632,835
	1 繰越金	1,632,835
4 諸収入		0
	1 組合預金利子	0
	2 雑入	0
歳 入 合 計		35,239,835

(2) 歳出

歳出決算額は、33,598 千円であり、予算現額に対する執行率は 95.4%となっている。
歳出の主なものは、久留米広域小児救急センターの運営経費に対する久留米医師会及び聖マリア病院への補助金並びに小児科医研修事業に対する久留米大学への補助金である。

款	項	金 額 (円)
1 小児救急運営費		33,597,927
	1 小児救急運営費	33,597,927
2 予備費		0
	1 予備費	0
歳 出 合 計		33,597,927

(3) 翌年度繰越金

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた剰余額 1,641 千円は翌年度に繰り越すこととしている。

区 分	金 額 (円)
歳入決算額	35,239,835
歳出決算額	33,597,927
歳入歳出差引額	1,641,908
翌年度へ繰り越すべき財源	0
実質収支額	1,641,908

3 広域消防特別会計

当会計は、「管内住民のやすらぎを育む安全で安心な地域社会の確立」を基本理念に、広域消防行政を展開するための会計である。

(1) 歳入

歳入決算額は、5,207,817 千円であり、予算現額に対する収入率は 104.6%となっている。

歳入の主なものは、構成市町負担金、筑後地域消防通信指令事務協議会負担金、危険物許認可・検査手数料、消防車両売払収入、高速自動車国道救急業務支弁金、市町村振興協会助成金、組合債及び前年度繰越金である。

款	項	金 額 (円)
1分担金及び負担金		4,454,894,795
	1負担金	4,454,894,795
2使用料及び手数料		5,507,126
	1使用料	951,376
	2手数料	4,555,750
3国庫支出金		0
	1国庫補助金	0
4県支出金		0
	1県補助金	0
5財産収入		6,935,029
	1財産売払収入	6,934,205
	2財産運用収入	824
6繰入金		0
	1基金繰入金	0
7繰越金		639,479,382
	1繰越金	639,479,382
8諸収入		34,500,439
	1組合預金利子	2,396
	2雑入	34,498,043
9組合債		66,500,000
	1組合債	66,500,000
歳 入 合 計		5,207,816,771

(2) 歳出

歳出決算額は、4,481,782 千円であり、予算現額に対する執行率は 90.1%となっている。

歳出の主なものは、消防職員の人件費、消防車両、資機材並びに施設整備事業費、筑後地域消防通信指令事務協議会事業費及び救急救命士養成事業費である。

款	項	金 額 (円)
1消防費		4,088,580,349
	1消防費	4,088,580,349
2公債費		393,202,132
	1公債費	393,202,132
3予備費		0
	1予備費	0
歳 出 合 計		4,481,782,481

(3) 翌年度繰越金

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた剰余額 726,034 千円は翌年度に繰り越すこととしている。

区 分	金 額 (円)
歳入決算額	5,207,816,771
歳出決算額	4,481,782,481
歳入歳出差引額	726,034,290
翌年度へ繰り越すべき財源	0
実質収支額	726,034,290